

令和3年1月14日

学生団体代表者各位

学 生 部
スポーツ振興センター

新型コロナウイルス感染症対策について（9）

近畿大学では感染拡大を防止するため、大阪モデル（大阪府新型コロナ警戒信号）が赤色に点灯した翌日から課外活動施設への入構を禁止し、大阪府の府県をまたぐ移動の自粛を要請しております。しかしながら、国内の感染状況はさらに悪化し、関東の1都3県に続き、関西においても2府1県（大阪府・京都府・兵庫県）で「緊急事態宣言」が発令されることとなりました。学生の皆さん的安全と状況の深刻さに鑑み、令和3年1月14日（木）から緊急事態宣言が解除されるまでの間、オンラインでの活動を除く、すべての課外活動を原則として停止とします。

この決定に伴い、事前申請で許可を受けている行事等の実施についても中止または延期を、大会等への参加については自粛を求めます。ただし、「緊急事態宣言」の期間内に学生連盟等が主催する公式戦等（自主開催行事は認めません）の予定が決まっている場合、体育会はスポーツ振興センターへ、それ以外は学生部へ事前にご相談ください。

大学からの指示を遵守できない学生団体については、活動の再開を認めない可能性があることをご承知おきください。

また、下記事項についても遵守するよう、全部員への周知徹底をお願いいたします。

記

- 外部団体への施設貸出禁止は、令和3年3月31日まで延長とします。
- 人数・時間に関わらず、宴会・飲み会は自粛してください。
- 普段の生活においても感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を徹底してください。特に飲食時や休憩時、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えてください。
- 不要不急の外出は控えてください。
- 部員が、COVID-19(新型コロナ感染症)患者（疑いを含む）及び濃厚接触者（同居人・友人含む）となった場合は、本人からメディカルサポートセンターへメール（メールアドレス：hoken@itp.kindai.ac.jp）もしくは電話（TEL：06-4307-3075）にて連絡するよう指導してください。

以上